

① 路上禁煙の推進について

名古屋市では、平成 16 年 11 月に「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」を制定し、その中で、繁華街やターミナル周辺など人通りが多く路上喫煙による危険性が高い地域（名古屋駅・栄・金山・藤が丘）を「路上禁煙地区」に指定し、地区内での喫煙を禁止しました。平成 18 年 7 月からは違反者に 2,000 円の過料を科しています。

今回のアンケートは、路上禁煙施策の認知度等についておたずねし、今後の広報・啓発方法を検討するうえでの参考とさせていただきます。

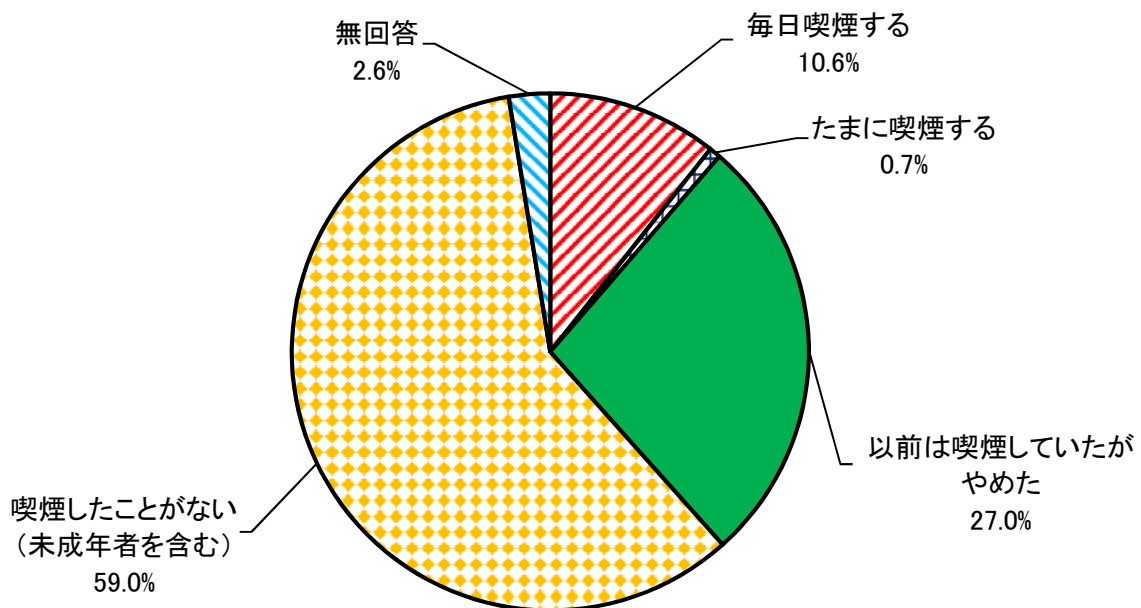
喫煙者と非喫煙者で回答にどのような違いがあるかなどを検証するため、まずあなたの喫煙状況をお伺いします。喫煙には加熱式たばこも含まれます。

従来の「紙巻たばこ」は、火をつける（燃焼させる）ことで煙を発生させ、それに含まれるたばこ成分を吸入するものですが、「加熱式たばこ」は、たばこ葉やその加工品を電氣的に加熱し（燃焼させない）、発生させたニコチンを吸入するたばこ製品です。

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

問 1 あなたは喫煙していますか。（○は 1 つだけ）

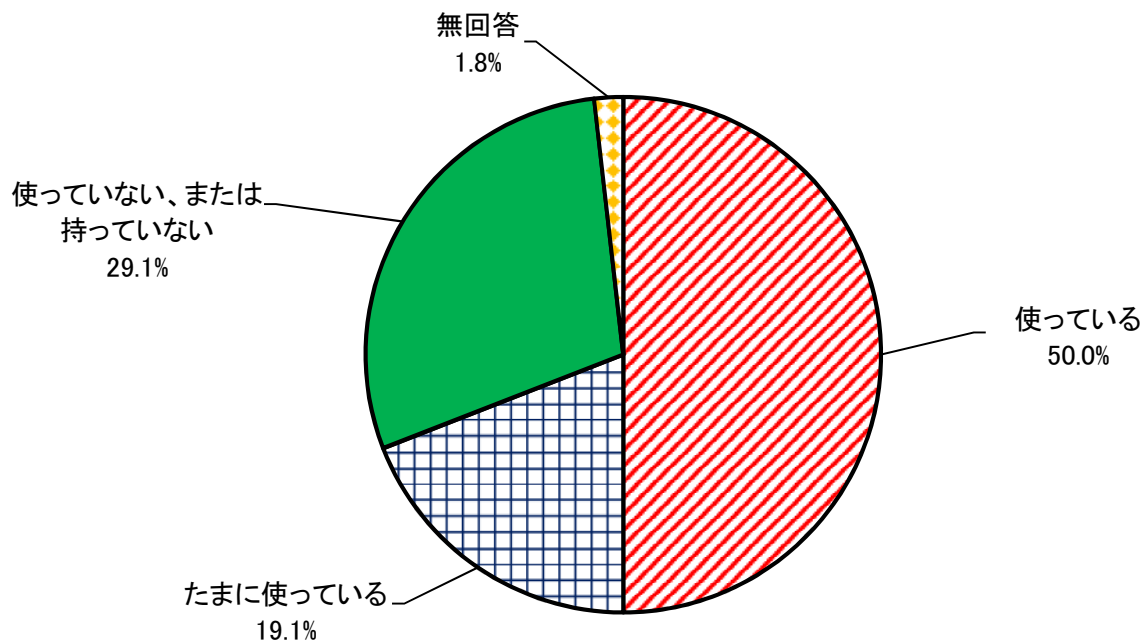
N = 969



《問1で1、2と答えた方（喫煙する方）におたずねします。》

問2 あなたは、携帯灰皿（吸い殻入れ）を普段使っていますか。（○は1つだけ）

n = 110

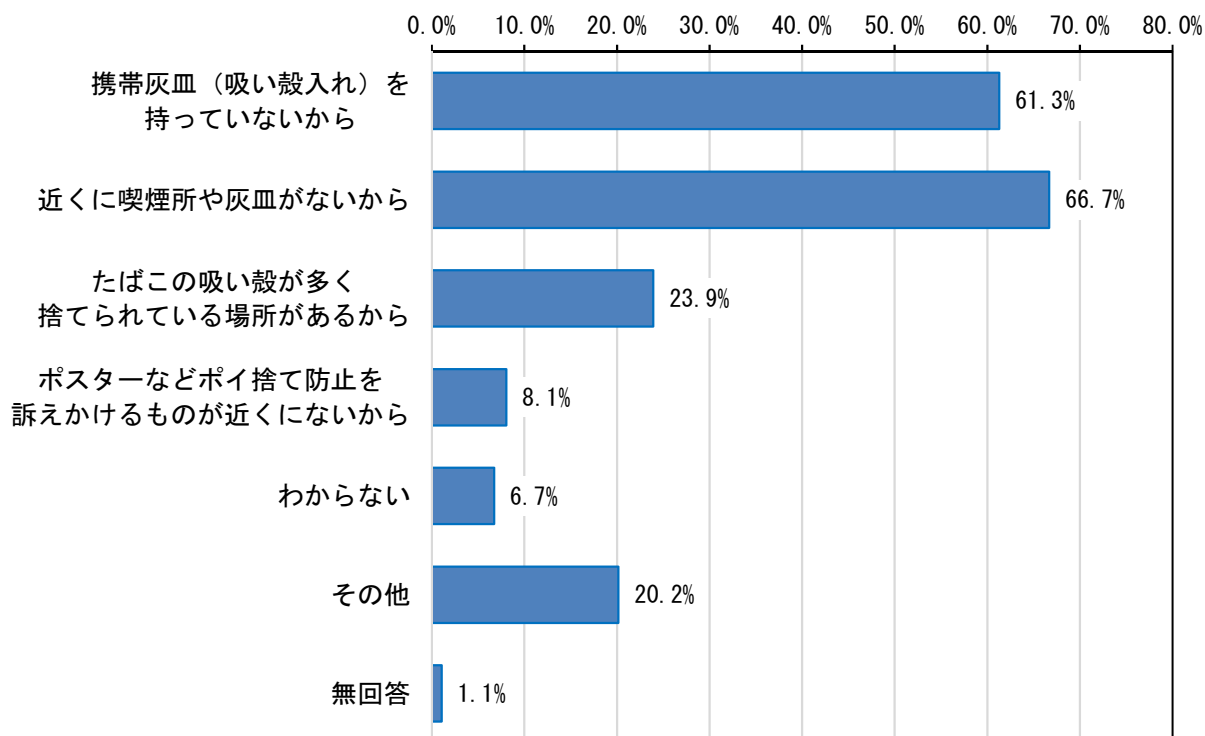


《問1で1～3と答えた方（喫煙する方、喫煙経験がある方）におたずねします。》

名古屋市が実施した調査※によれば、道路上のポイ捨てごみのうち、たばこの吸い殻は65%を占めています。（※美化推進重点区域における定点調査）

問3 あなたは、一部の喫煙者がたばこの吸い殻をポイ捨てしてしまう理由は何だと思えますか。（○はいくつでも）

N = 372

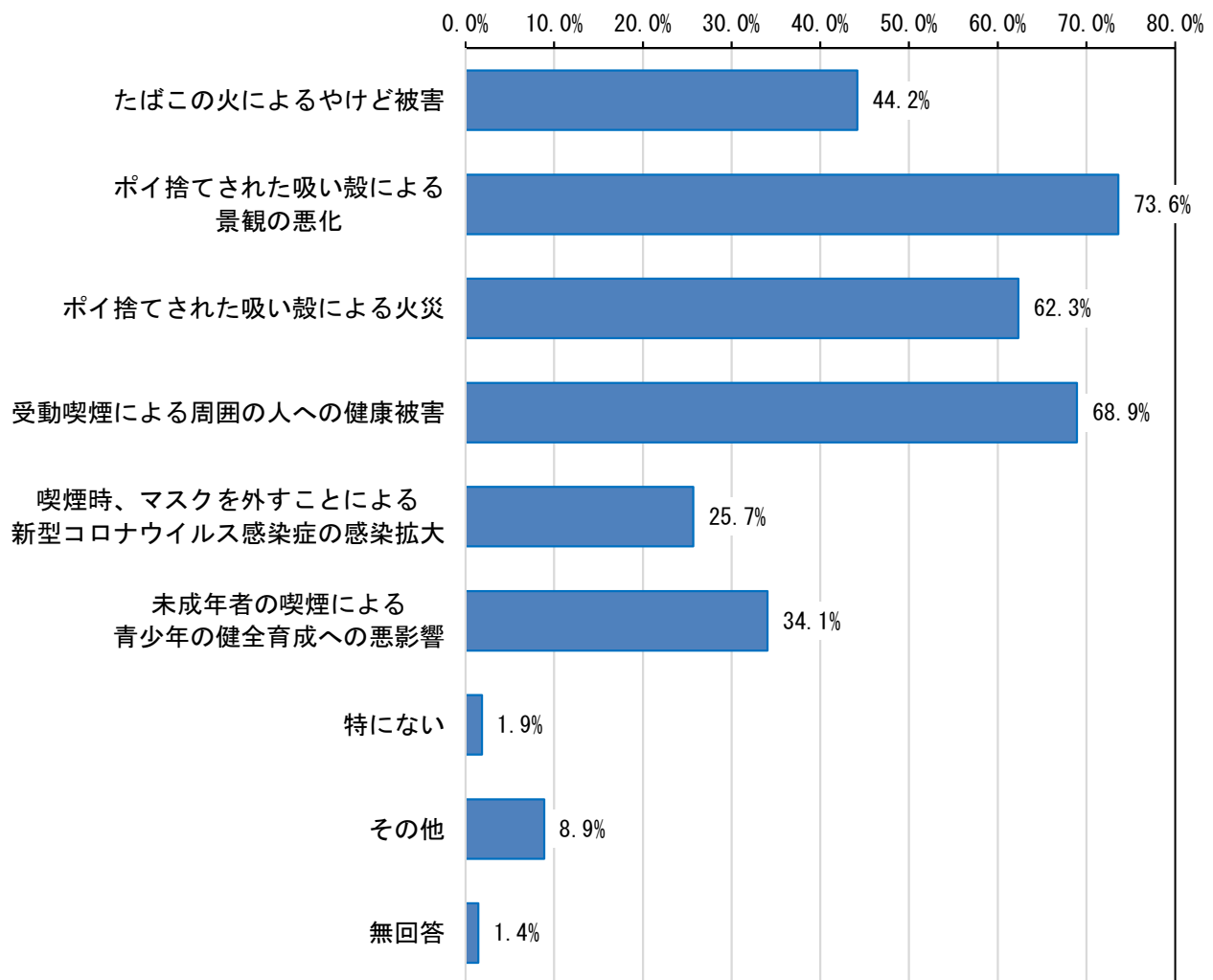


《すべての方におたずねします。》

路上喫煙とは、道路上で立ち止まって喫煙したり、歩行中や自転車運転中に喫煙したりすることを指します。路上喫煙について感じていることなどをお伺いします。(名古屋市外での出来事も含めてお答えください。)

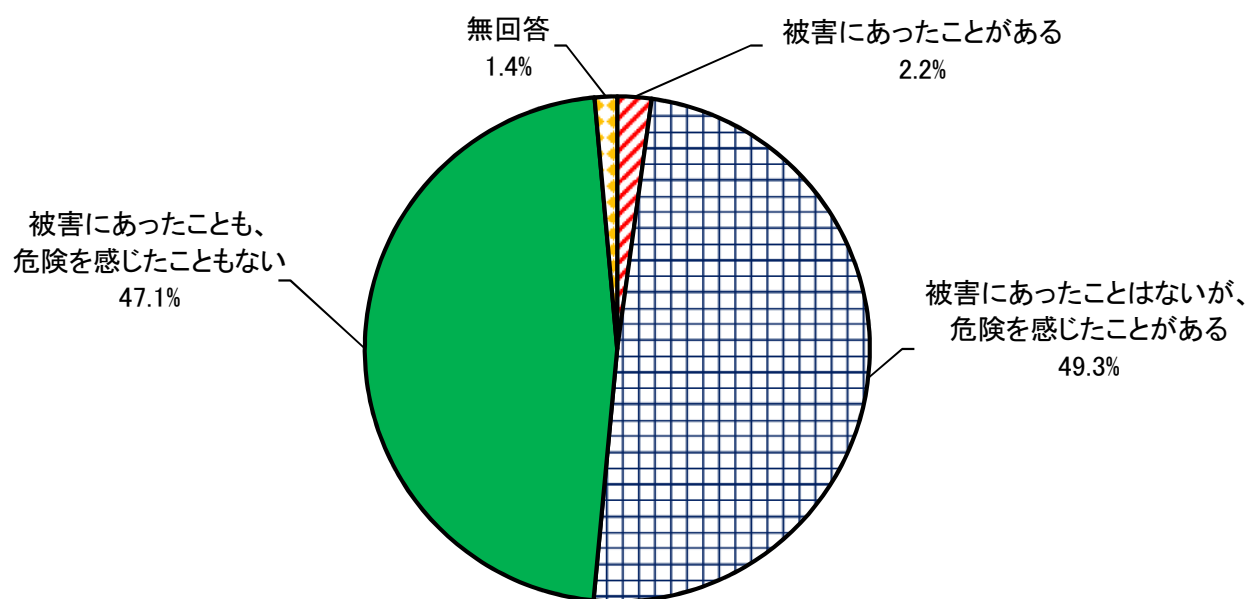
問4 あなたが路上喫煙について、特に不安または不快に感じていることは何ですか。
(〇はいくつでも)

N=969



問5 あなたや家族、知り合いが、最近（おおむね5年以内で）路上喫煙をしている人により、やけどや衣服などを焦がしたといった被害にあったり、危険を感じたことがありますか。
（○は1つだけ）

N = 969

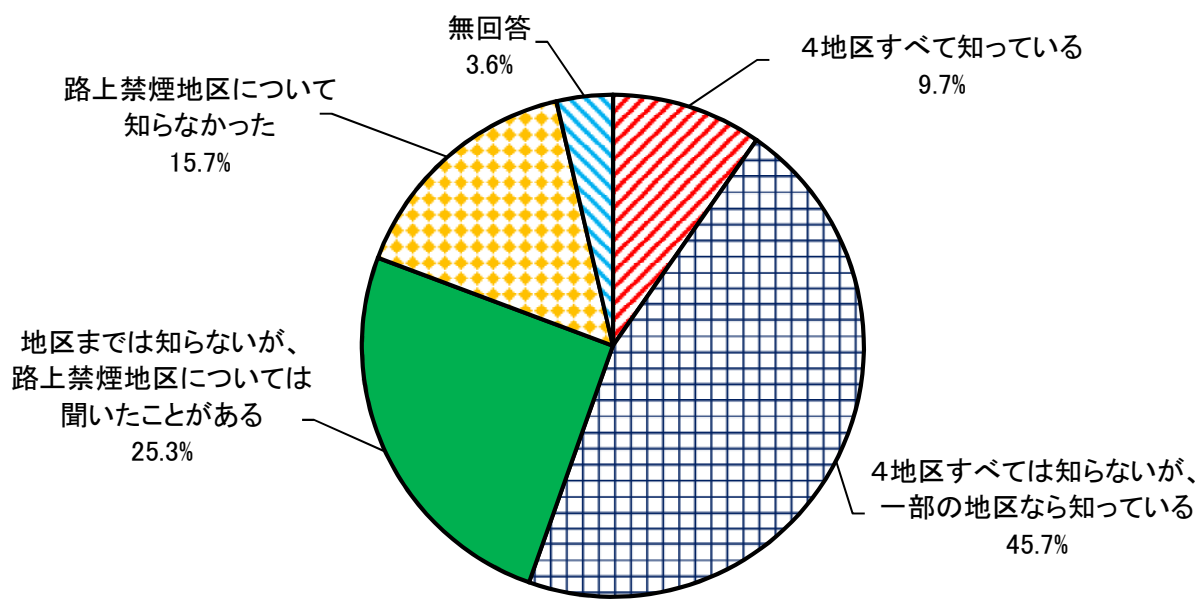


路上禁煙地区に指定されている区域（範囲）は、それぞれ以下の斜線のところす。



問6 あなたは、名古屋市では4地区（名古屋駅・栄・金山・藤が丘）が路上禁煙地区として指定されていることを知っていましたか。（○は1つだけ）

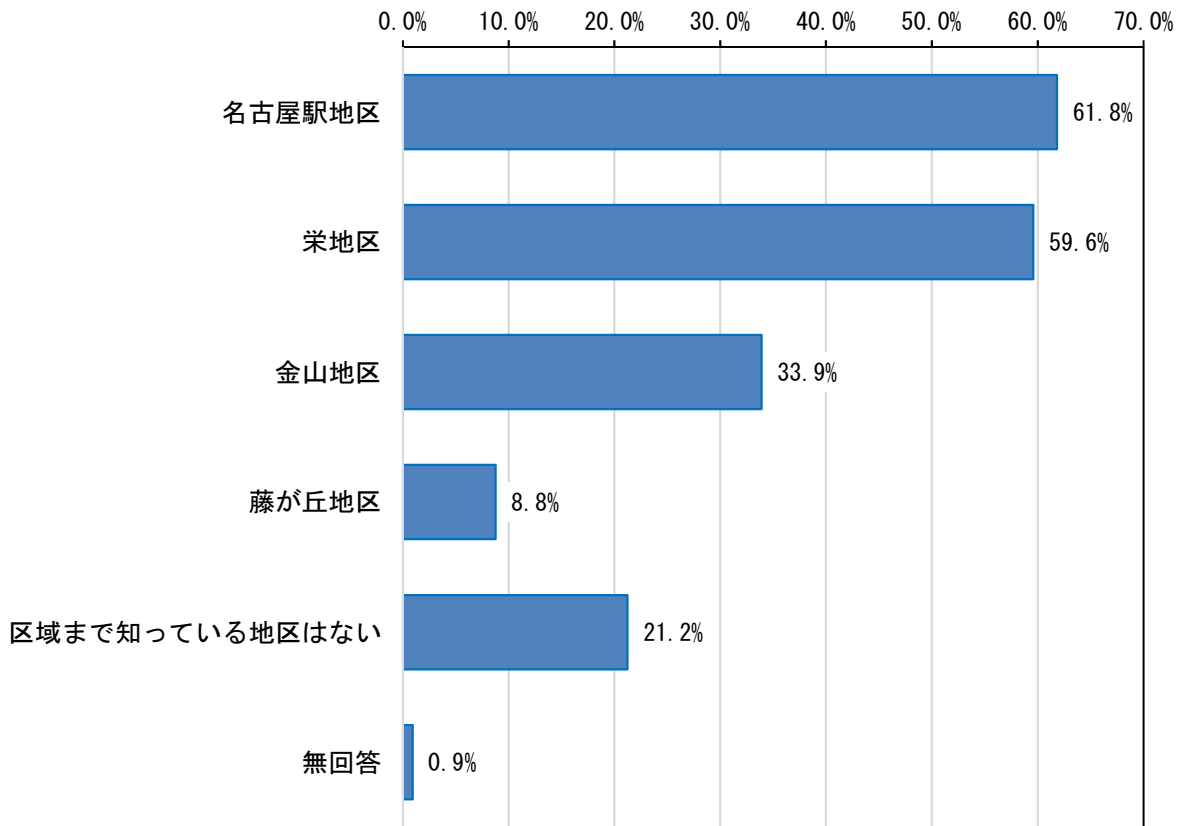
N = 969



《問6で1、2と答えた方（路上禁煙地区について知っている方）におたずねします。》

問7 あなたは、4地区（名古屋駅・栄・金山・藤が丘）の路上禁煙地区について、区域までご存じの地区はありますか。概ねご存じの地区の番号に全て○をつけてください。
(○はいくつでも)

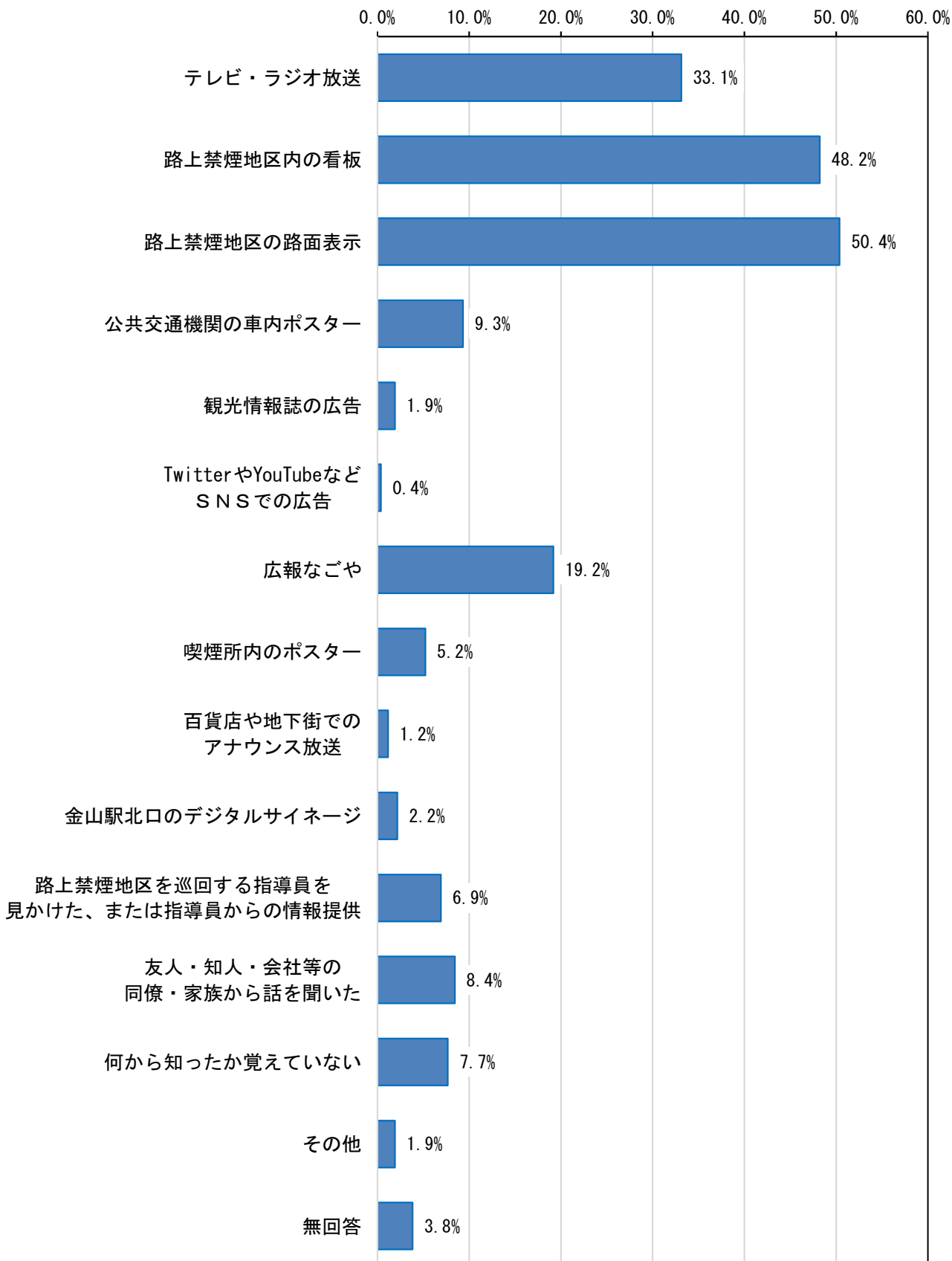
N=537



《問6で1～3と答えた方（路上禁煙地区を知っている方または聞いたことがある方）におたずねします。》

問8 あなたは、路上禁煙地区に関する情報を何からお知りになりましたか。
(〇はいくつでも)

N=782



路上禁煙地区では専任の指導員がパトロールを行っています。指導員は禁煙地区での違反者に対し、条例の趣旨を説明し、2,000円の過料を徴収しています。

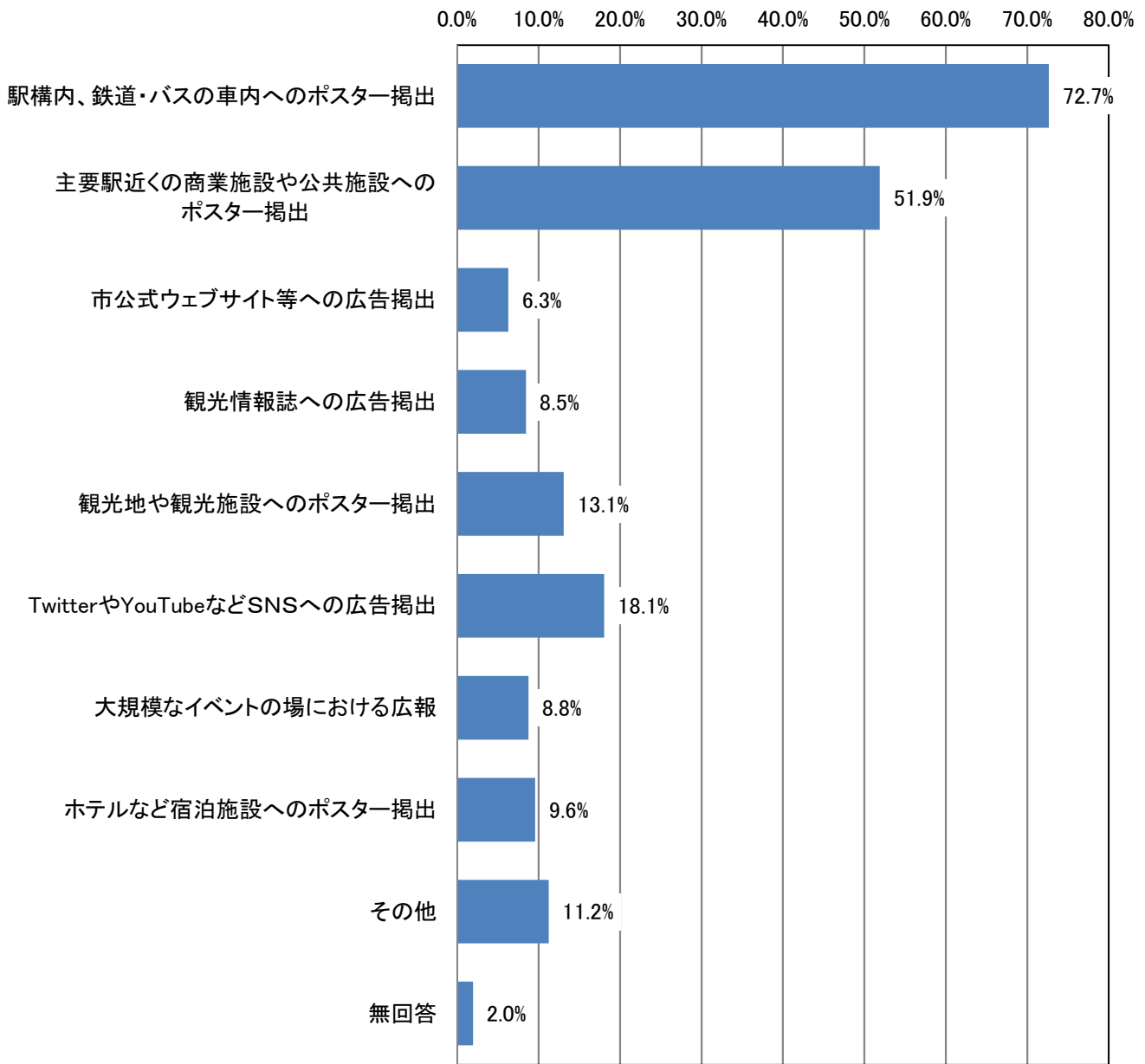
| 年度 | 過料処分件数 |
|--------|-------------------------|
| 令和2年度 | 885件・・・1日当たり約2.4件の違反者 |
| 令和元年度 | 1,001件・・・1日当たり約2.7件の違反者 |
| 平成30年度 | 1,420件・・・1日当たり約3.8件の違反者 |

違反者の居住地を全て確認していませんが、確認できた者の統計データによると約4割が市外居住者であるため、名古屋に来訪される方々に対する路上禁煙地区の広報が課題の一つとなっています。

《すべての方におたずねします。》

問9 市外居住者に名古屋市の禁煙地区を知ってもらうために有効だと思うことは何ですか。
(〇は2つまで)

N = 969



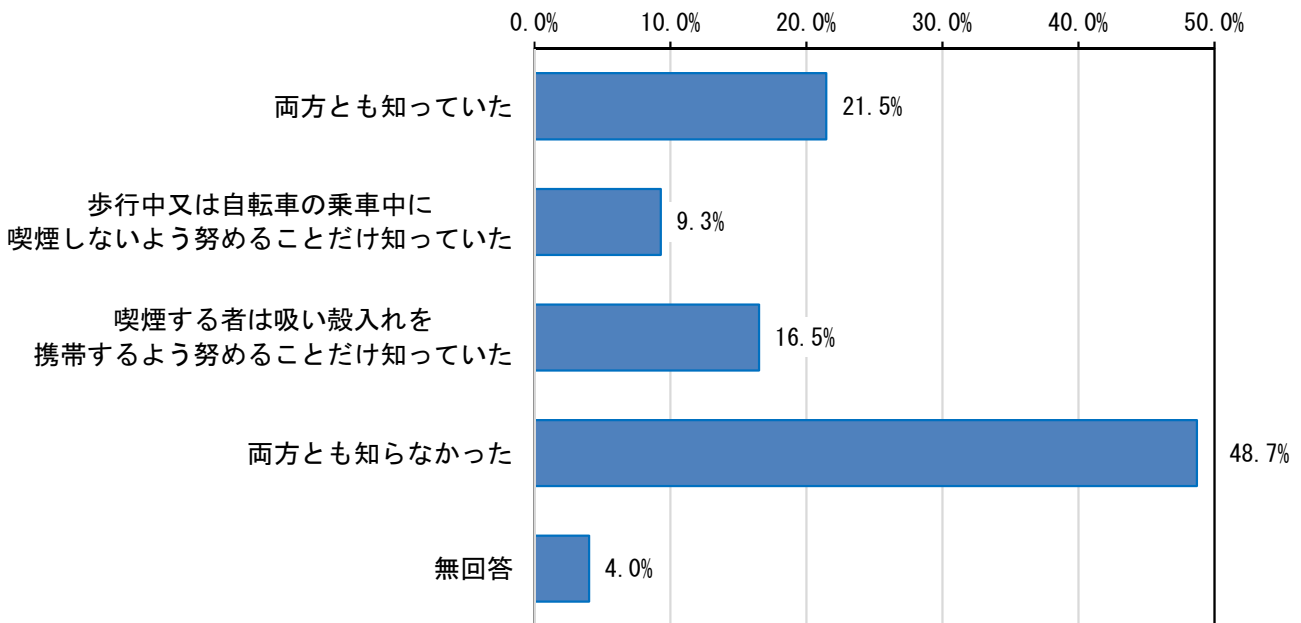
名古屋市では、平成16年11月に施行した「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」において、「喫煙者の責務」として、次のように定められています。

○市内全域の公共の場所において、歩行中又は自転車の乗車中に喫煙しないように努めなければならない。

○喫煙しようとする者は、公共の場所にたばこの吸い殻をみだりに捨てないように、吸い殻入れの携帯に努めなければならない。

問 10 あなたは、条例における「喫煙者の責務」を知っていましたか。(○は**1つだけ**)

N = 969

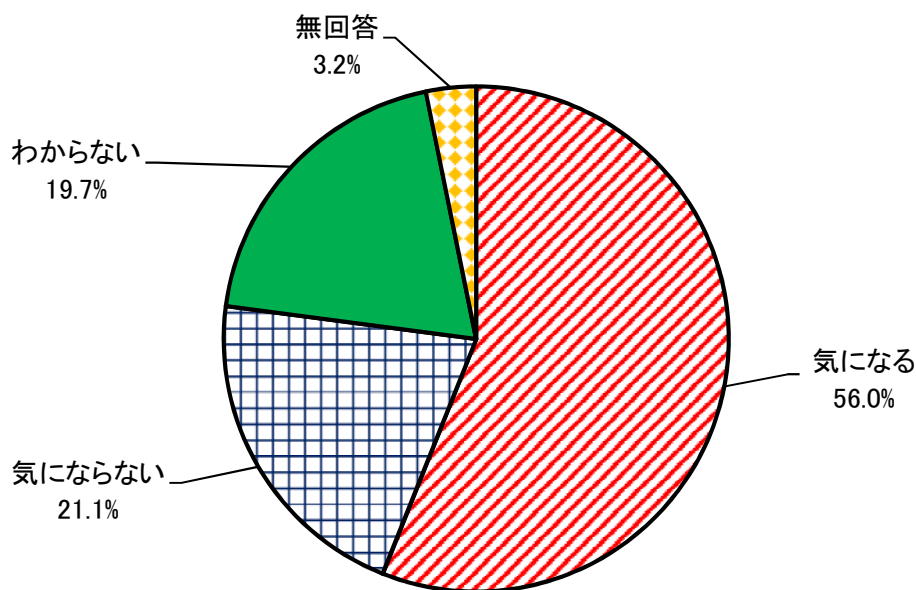


近年、喫煙者本人及び周囲への健康影響や臭いなどが「紙巻たばこ」より少ないという期待から、「加熱式たばこ」が急速に普及しています。分析結果からは、加熱式たばこの主流煙には、多くの種類の有害化学物質が含まれるものの、ニコチン以外の有害化学物質の量は少なかったと報告※されています。しかし、販売開始からの年月が浅いため、長期使用に伴う健康影響は明らかになっていません。

※厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究「非燃焼加熱式たばこにおける成分分析の手法の開発と国内外における使用実態や規制に関する研究」

問11 あなたは、喫煙者が路上で加熱式たばこを喫煙することについてどのように思いますか。(○は1つだけ)

N=969



問12 「路上禁煙の推進」について、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

- ・ 歩きながらたばこを喫煙することは本当に危険です！子供の頭ラインにきます。とても信じられない行為です！
- ・ 路上禁煙地区を増やしてほしい。
- ・ 歩きタバコ、自転車乗車中のタバコはやめていただきたいが、喫煙者の方にも肩身が狭い思いをさせないよう喫煙場所とか作ってあげてほしい
- ・ 吸殻の多さが気になります。喫煙者のマナーの向上を望むだけです。
- ・ 路上喫煙は周囲の人を不快にさせたり、危険を及ぼすものと考えます。根気強く喫煙マナーを順守してもらうようポスター、マスコミなどで啓発をすることが肝要と思います。

ほか